

「IOSCO 指標原則における遵守状況公表文書に関するガイダンス」 の公表について

本日、証券監督者国際機構 (IOSCO) は、2013 年 7 月に公表された IOSCO 指標原則 (以下、「指標原則」という。) に基づく金融指標運営機関の遵守状況報告に関し、その質及び一貫性を高める目的でガイダンスを公表した。

「IOSCO 指標原則における遵守状況公表文書に関するガイダンス」 (以下、「本ガイダンス」という。) は、公表文書に期待される情報の詳細度合いを示している。その目的は、当局者、指標利用者、その他市場参加者および利害関係者が、金融指標運営機関の原則遵守度合いについて理解できるようにすることである。

証券規制におけるグローバルな基準を定める主体として、IOSCO は世界の金融市場で用いられる指標に関する信頼を取り戻すことに注力している。指標原則は、指標をより深く監督し、その信頼性を高めるための IOSCO の取り組みにおいて、重要な位置を占めているものである。指標原則は、ガバナンス、指標の品質、メソドロジー、説明責任等の分野において、指標運営機関や他の関連主体に推奨される行動について言及している。また、個々の指標の特殊性に合わせ、様々な形で満たし得る基準の枠組みを提供している。特に、指標原則の適用は、個々の指標及び運営機関が影響をもたらし得る範囲及びリスクの大きさや、指標設定プロセスに対して比例的であるべきである。

2016 年初頭に行ったサーベイに対するフィードバックに基づき、IOSCO は指標運営機関の原則遵守状況公表文書におけるガイダンスを作成することとした。指標運営機関には、引き続き、どのように比例原則を適用したかについて開示を求める。

IOSCO 代表理事レベルの指標検討部会 (Task Force on Financial Market Benchmarks) の議長である英国 FCA (金融行為規制機構) のエドウィン・スクーリング・ラター氏は、以下のように述べている。「IOSCO 原則遵守状況の開示において、指標運営機関がこれまで行った顕著な取組みを歓迎する。しかしながら、遵守状況公表文書における一貫性確保においては、一層の努力が要される。本ガイダンスは、

指標運営機関が業務運営における指標原則適用状況を市場参加者に示す際の助けとなり、また指標利用者が指標が国際的に推奨されている方法に則って提供されており、自身のニーズに照らし適切であるかを判断するのに役立つであろう。」

(以 上)